



# 出張旅費日当や海外渡航費等の取扱い

「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。今回は「出張旅費日当や海外渡航費等」の取扱いについて解説します。

税理士  
平井満広

掲載テーマ(予定)

- ① 受取配当等の益金不算入とは
- ② 外貨建取引について
- ③ 出張旅費日当や海外渡航費等の取扱い
- ④ 生命保険料の取扱い
- ⑤ 留保金課税
- ⑥ 使途秘匿金課税

(1) 通勤手当  
役員や従業員の通勤交通費を補てんするために支給する「通勤手当」の取扱いは、次の区分によって以下のとおりです。

- ① 電車やバスで通勤する場合  
運賃・時間・距離等から合理的と判断される通勤経路による通勤定期券等の費用は「旅費交通費」として損金算入となります。新幹線を利用した場合の「新幹線定期代」も合理的であれば「旅費交通費」となりますが、「グリーン車」が利用できる「グリーン定期券」は合理的と認められないため、役員等に対する「給与」となります。合理的な通勤経路でも「月額15万円」を超える通勤手当は超過部分が「給与」となります。  
なお、役員に対する通勤手当が「給与」となった場合でも定期同
- (2) 出張旅費日当  
役員や従業員が出張するための宿泊代や交通費のうち、通常必要と認められる金額は「旅費交通費」として損金算入となります。また、出張の諸雑費(食事代や電話代、アメニティ用品の購入等)を補てんするために支給する「日当」も、通常必要とされる金額は「旅費交通費」として損金算入することができず(受給した役員

額給与に該当すれば損金算入となりません。

② マイカーや自転車通勤する場合  
自宅から勤務先までの片道の通勤距離(通勤経路に沿った長さ)に応じて、図表1の金額が「旅費交通費」となります。限度額を超える金額は、役員等に対する「給与」とします。

や従業員は所得税等が非課税。通常必要とされる範囲は、次の事項を勘案して判定されます。

- ① 役員と従業員との間でバランスが保たれているか  
役職に関わらず、支給基準を満たした全員に日当を支給する必要があります。日当を「役員のみ支給」とすると「旅費交通費」と認められず「役員賞与」として損金不算入となります。ただし「役職によって支給額に差をつけること(代表取締役日当1万円、取締役日当5000円、従業員10000円など)や「グリーン車やファーストクラスの利用は役員のみ」とすることは問題ありません。
- ② 同業種・同規模の他社と比べて妥当な金額か  
日当として認められる金額の具体的な基準は明示されていません

が、「社長の国内出張で1万円程度」の金額は一般的に問題ないとされています。

出張の有無に関わらず毎月定額で支給される日当は、少額であっても役員等に対する「給与」となります。

なお、日当を支給する場合は、税務署への届出や申告書への記載といった手続きはあります。

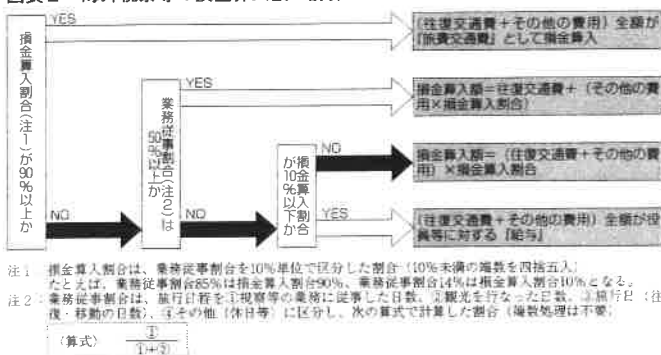
ただし、税務調査で質問されるケースが多いことから、社内規程や出張の記録等は作成しておきましょう。

- (3) 社員旅行  
従業員のレクリエーション目的で行なう社員旅行の費用は、次のいずれの要件も満たした場合、「福利厚生費」として損金算入できます。
- ① 旅行期間が4泊5日以内(海外旅行の場合は現地の滞在日数が4泊5日以内)
- ② 従業員の参加割合が50%以上(「職場」として旅行する場合は事業所単位で判定)
- ③ 会社負担額が1人当たり10万円程度(従業員負担額がある場合は控除した金額)

図表1 マイカーや自転車で通勤する場合の非課税限度額

片道の通勤距離	月額限度額
2km未満	0円 (全額課税)
2km以上、10km未満	4,200円
10km以上、15km未満	7,100円
15km以上、25km未満	12,900円
25km以上、35km未満	18,700円
35km以上、45km未満	24,400円
45km以上、55km未満	28,000円
55km以上	31,600円

図表2 海外視察等の損金算入額の計算



注1 損金算入割合は、業務従事割合を10%単位で区分した割合(10%未満の端数を四捨五入)。たとえば、業務従事割合85%は損金算入割合90%、業務従事割合14%は損金算入割合10%となる。  
注2 業務従事割合は、旅行日程を「視察等の業務に従事した日数」「観光を行なった日数」「旅行日(往復・移動の日数)」「その他(休日等)」に区分し、次の算式で計算した割合(端数処理は不要)。

(算式)  $\frac{1}{1+2}$

① 役員等が海外出張した場合の旅費等を「海外渡航費」といいます。海外渡航費のうち、次の2つの要件を満たした金額は「旅費交通費」として損金算入できます。

② 旅行会社の観光ツアーは、原則「旅費交通費」となりません。ただし、ツアーの途中で一時的に商談等を行なう場合は、業務関連部分の金額は「旅費交通費」となります。

### 海外渡航費の取扱い

役員等が海外出張した場合の旅費等を「海外渡航費」といいます。海外渡航費のうち、次の2つの要件を満たした金額は「旅費交通費」として損金算入できます。

- (1) 業務遂行上必要なものである  
海外出張が法人の業務遂行上必要なものであるかどうかは、出張の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判定します。

① 観光ビザの入国  
観光ビザで入国する旅行は、原則「旅費交通費」にはなりません。ただし、出張先の事情で業務渡航のビザがおりにくい等の事情が

ある場合は実質で判定します。

- ② 旅行会社の観光ツアーは、原則「旅費交通費」となりません。ただし、ツアーの途中で一時的に商談等を行なう場合は、業務関連部分の金額は「旅費交通費」となります。
- ③ 観光目的の同業者団体旅行  
主に観光目的で同業者団体等が主催する旅行は、原則「旅費交通費」となりません。ただし、同業者団体が主催する旅行が海外視察と観光を併せて行なう場合は、旅行の内容(団体旅行の主催者、旅行の名称、目的、行程、参加費用等)や参加者(氏名、役職、住所等)に基づいて業務関連性を判定します。

その場合の損金算入額の計算方法は図表2のとおりです。日数計算はおおむね8時間を1.0日と考

えられます。

(2) 通常必要と認められる金額の範囲内である  
航空運賃は旅行先や旅行経路等からみて通常必要と認められるかどうか、宿泊費や日当、支度金等は旅行先の物価事情や旅行目的、旅行期間等から妥当かどうかで判定されます。

ひらい みつひろ 平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。